

保存用

## 自然災害発生・警報発表時及び 事件・事故等の緊急時の対応について

- ケース① 市内のいずれかで震度5強以上の地震が観測された時  
ケース② 大規模地震「警戒宣言」発表時

在宅時	学校は臨時休業とする。 (保護者は、児童を自宅待機させ、登校させないようにする。)
登下校時	原則として学校は臨時休業とする。(ただし、登校を完了している児童や下校前の児童については、学校で保護し、保護者に引き渡す。)
在校時	学習を打ち切り、児童は保護者または代替引取人に引き渡す。
校外での活動 中	学習を中止し、児童を安全な場所へ避難誘導の上、速やかに帰校する。その後、保護者に引き渡す。

※大規模地震「警戒宣言」とは、東海地震を想定し大規模地震対策特別措置法により発せられる「警戒宣言」(短期的予報・長期的予報)です。

### 【児童在校時:保護者の対応】

- 保護者は大規模地震の発生や「警戒宣言」を確認したら、できるだけ早く学校へ迎えに来る。
- 迎えに来られない場合は、代替引取人に引き取りを依頼する。

- ① 学級担任が直接保護者に引き渡します。(校庭または各教室)
- ② 保護者が迎えに来られない場合は、代替引取人に児童を引き渡します。
- ③ 保護者または代替引取人が迎えに来るまで、児童は学校留め置きとなりま

代替引取人については、児童が顔や名前を必ず知っていることが大切です。毎年同じ方をお願いするとしても、年度始め(4月)には必ず各家庭でご確認をお願いします。



### ケース③ 風水害等の警報発表時

風水害等の警報発表時における児童の登下校については、児童の安全を最優先した横浜市立学校の統一的な対策に基づき、次のようにします。各家庭におかれましては、テレビ・ラジオ等により、情報を正確に把握して対処してください。

#### <児童在宅時>

- 横浜市内(神奈川県全域または神奈川県東部)に**暴風警報**・**大雪警報**・**暴風雪警報**が午前7時の段階で継続中の場合は、児童の安全確保のため当日は**臨時休業**となります。原則として学校からの連絡はありません。児童を登校させないようご注意ください。



**暴風警報**  
**大雪警報**  
**暴風雪警報**

**学校は臨時休業**  
児童は登校しない

- ※ 上記以外の警報(大雨警報など)については、「まちcomi」による連絡がない場合、平常授業となります。集団登校を原則としますが、各家庭の判断で保護者の方が学校まで付き添ったり、登校時間を見合わせたりする等の対応をしてください。

#### <児童在校時>

- 児童が在校中に、**暴風警報**・**大雪警報**・**暴風雪警報**が発令された場合は、「まちcomi」で連絡の後、学校での「保護者引き取り」となります。

☆ ①～③のケース以外に校長の判断により、児童引取や学校での児童留め置きになることがあります。

例)学校周辺の電車などの交通機関の停止、大規模停電 など

※ 先の東日本大震災の時のように、大規模災害発生時には、「まちcomi」をはじめ、一部の通信手段が使用不能になることがあります。本プリントならびに、家庭掲示用のプリント(別紙)をよくお読みいただき、緊急・災害の対応に備えてください。